

○建設省告示第千四百四十六号

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を次のように定める。

第一 建築基準法（以下「法」といつ。）第三十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。

一 十二 略

第二 略

第三 略

別表第一（法第三十七条第一号の日本工業規格及び日本農林規格）

(イ)	(ロ)
第二第一号 に掲げる建 築材料	日本工業規格（以下「JIS」という。）A五五二五（鋼管ぐい）一九九四、JIS A五五二六（H形鋼ぐい）一九九四、JIS G三一 一（一般構造用圧延鋼材）一 九九五、JIS G三一 六（溶接構造用圧延鋼材）一九九九、JIS G三一 一四（ 溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材）一九九八、JIS G三一 三六（建築構造用圧延鋼材 ）一九九四、JIS G三一 三八（建築構造用圧延棒鋼）一九九六、JIS G三三 五（一般構造用軽量形鋼）一九八七、JIS G三三五三（一般構造用溶接軽量H形 鋼）一九九、JIS G三四四四（一般構造用炭素鋼管）一九九四、JIS G三 四六六（一般構造用角形鋼管）一九八八、JIS G三四七五（建築構造用炭素鋼管） 一九九六、JIS G五一 一（炭素鋼鑄鋼品）一九九一、JIS G五一 二（溶 接構造用鑄鋼品）一九九一又はJIS G五一 一（溶接構造用遠心力鑄鋼管）一九 九一、JIS G四三二一（建築構造用ステンレス鋼材）二〇〇〇

附 則

この告示は、公布の日から施行する。